

事件番号 令和6年(ネ)第64号

国家賠償請求控訴事件

控訴人 野村 一也

被控訴人 蘭越町 外1名

口頭弁論調書の記載に対する意義申立書

2024(H6)年7月30日

札幌高等裁判所 第3民事部1係 御中

控訴人 野村 一也

上記の事件について、2024年5月28日に行われた第1回口頭弁論の調書において、裁判の進行に対し、控訴人が口述で申し立てた異議が記録されていない。

- 1 齋藤裁判長は、第1回目口頭弁論が始まって2分30秒後に、審理を終結して判決をすることを宣言し、それに対する同意を訴訟当事者双方に求めた。
- 2 控訴人が被控訴人の答弁書には事実と異なる箇所があることを口述し、弁論の継続を求めたにもかかわらず、齋藤裁判長は、「今日までに出さないと。今日の期日までに出さないと（不明）・・・他の事件でもそうですよ。」と言い放ち、控訴人による弁論の継続手続きの求めを拒絶した。その結果、控訴人は、被控訴人の答弁書に反論する機会を失った。
- 3 控訴人は、被控訴人答弁書に書かれた内容が事実と異なっていると指摘した。
 - (1) 答弁書第2（本案前の主張）には、「なお、原審においても控訴人(一審原告)が自ら設定した提出期限を遵守せず、期日の空転が生じていた。」との記述がある。
 - (2) しかし実際には、2回目の弁論のときに、被控訴人の弁護士が、次回（3回目弁論）で終わらせる旨を主張し、それを裁判官が採用したという経緯があ

- ることを口述した。《[甲 2 3 0-3](#) (反訳 3～4 ページ)》
- (3) また、答弁書において、控訴人の人格や行動を否定的に形容する語句、ニュアンスが事実と異なることを口述した。《[甲 2 2 8-1](#) (法廷での音声記録)、[-2](#) (反訳)》
- (4) なお、当該の原審における第3回目弁論において、公訴人は、その法廷の音声_を録音した。《[甲 2 2 9 - 1](#) (法廷の音声記録)、[- 2](#) (音声抜粋)、[- 3](#) (反訳)》
- 4 書記官鈴木賢司が作成した令和6(2024)年6月12日付けの第1回口頭弁論調書は、裁判所にとって必要最小限の内容しか記されていない。《[甲 2 4 0](#)》
- 5 日本国憲法が、裁判を受ける権利、公平な裁判所の迅速な公開裁判、裁判官の良心を謳ったとしても、裁判所が法廷の録音を禁止し、裁判所が作成する記録が裁判官の思惑で掲載範囲が決められるなら、裁判所の判断する事実は、裁判官によって制御が可能となることは明白である。
- ゆえに控訴人は、第1回口頭弁論調書の書き直しを求める。
- 6 なお、控訴人は、弁論調書に対する異議申立書(本書)のほか、控訴進行に対する異議申立書を併せて提出する。

以上